

事 務 連 絡  
令和4年12月23日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）室

「改善基準告示」の改正について（周知依頼）

平素より旅行業の推進につきまして、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等において、その改善が図られてきたところですが、厚生労働省より本日付けで改善基準告示を改正し、令和6年4月1日から適用する旨連絡がありました。

また、運送事業者が改善基準告示を遵守するためには、運送事業者だけでなく、運送事業者と取引を行う事業者にも、こうした規制があることをご理解いただく必要があります。関係審議会の取りまとめ（参考）においても、「幅広く周知することが適当」とされていることから、旅行業者等へ周知いただきたいとのことです。

つきましては、貴都道府県におかれましてはご了知頂くとともに、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添のご周知方よろしくごお願い申し上げます。

なお、旅行業関係団体に対しても、周知依頼を行っておりますのでご了知願います。

【添付資料】

（別添1）【事務連絡】改善基準告示改正に係る周知リーフレットの送付について

（別添2）【リーフレット】バス運転者の改善基準告示が改正されます！（A4両面）

【ご参考：厚生労働省 HP（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示））】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)